

2024 年度版

皆様の課題を
専門家が解決します！



神奈川県中小企業向け

経営アドバイザー派遣

～お申込み開始日～
2024年4月1日(月)から

目標売上を
達成するには？

労務管理を
見直したい！

経営状況を
改善するには？

新規事業を
立ち上げたい！

☆ 様々なお悩みに応じております。お気軽にご相談ください！

公益財団法人神奈川産業振興センター

経営総合相談課

〒231-0015 横浜市中区尾上町 5-80

神奈川中小企業センタービル 4 階

JR 関内駅（北口）徒歩 5 分

市営地下鉄 関内駅（7 番出口）徒歩 2 分

みなとみらい線 馬車道駅（5 番出口）徒歩 7 分

TEL : 045(633)5201 / FAX : 045(633)5194

E-mail : soudan@kipc.or.jp



経営アドバイザー派遣事業のご案内

●事業概要

開業を予定している者、または経営革新に取り組む中小企業者等の皆さまが抱える様々な課題に対し、専門家を“経営アドバイザー”として派遣し、課題の解決をお手伝いします。

専門家とは、中小企業診断士をはじめ、経営・技術等の専門知識を有し、中小企業者等に対して適切な助言のできる方で、申込者の希望によりご指定いただけます。また、特に指定のない場合は、当センターが、申込者の課題解決に適した専門家をご紹介します。

●派遣回数及び費用負担（自己負担金）

専門家の派遣は、1回3時間を基本として、原則8回（連続3年目は5回）を上限に派遣します。なお、1日につき2回（6時間程度）まで実施可能です。

費用は、**新規利用**の場合1回当たり11,000円（消費税10%込）、**継続利用**の場合16,500円（消費税10%込）に派遣回数に乗じた額をご負担いただきます。なお、この自己負担金は、派遣開始前に当センターの指定する口座へ一括して入金していただきます。

（例）新規利用で8回派遣の場合、@11,000円×8回=88,000円をご負担いただきます。

※1 新規利用・継続利用の区別は下記のとおりとします。

①当事業を初めてご利用される場合。 ②過去に当事業を利用しているが、前年度の利用がない場合。	① ②のいずれかに該当する場合 「 新規利用 」
前年度新規利用または前々年度含め連続2年の利用がある場合。	「 継続利用 」

※2 利用できる期間は、連続3年（3年目は上限5回）までとなります。

※3 回数の変更に伴い自己負担金の変更が生じた場合は、差額の返金または追加納入となります。

※4 「企業経営の未病CHECKシート（<https://www.me-byokeiei.jp/>）」を初めて活用の上、希望される場合は上記回数の事前に3回の専門家派遣が費用負担なしでご利用いただけます。（一部団体等のご利用いただけないことがあります）。

●利用できる企業等

この事業は、県内に事業所を有している中小企業者または中小企業者の団体、開業を予定している者等が利用できます。なお、中小企業者とは中小企業支援法第2条の規定に基づいています。中小企業者の団体は、主な構成員が中小企業者である組合や任意の団体等を対象としています。また、財団法人や社団法人、NPO法人等の非営利団体でも、当センターが必要と認めた場合は対象となります。

*対象外となる業種…風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する業種、公序良俗等の観点から適当でないと認められる業種、経営支援に関する業務を営んでいる事業者等。

●申込手続き

・ 申込開始日 2024年4月1日（月）から

・ 申込書類 次の書類を、当センター経営総合相談課へご提出ください。

- ① 経営アドバイザー派遣申込書（希望者は企業経営の未病CHECKシート含む）
- ② 企業経歴書、パンフレット、その他アドバイスに必要な書類（必要に応じて前期決算書及び試算表など）

●派遣事業の流れ

